

資 料 提 供	
平成28年11月18日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (中 西)
電 話	0857-26-7043

平成28年11月定例県議会付議案

議案第 1号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算（鳥取県中部地震緊急対応関係）
議案第 2号	同 鳥取県一般会計補正予算
議案第 3号	同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算
議案第 4号	同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 5号	同 鳥取県営電気事業会計補正予算
議案第 6号	同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 7号 鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例の設定について (政策法務課)

県、市町村及び県民等の保有する歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、基本理念を定め、歴史公文書等を保有するものの責務を明らかにすること等により、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るものである。

(概 要)

- ①歴史公文書等は、県民の知る権利の保障に資するものなど、現在及び将来の県民全体にとって価値の高い知的資源であることから、それぞれの保有主体が適切に保存等を行うことを原則としつつ、県、市町村及び県民等の連携と協力により、将来の世代に引き継がれなければならないものとする。
- ②県は、県が保有する歴史公文書等を適切に保存し、利用に供するものとする。
- ③県は、市町村及び県民等に対し、必要に応じ、歴史公文書等の保存及び利用に関する協力を行うものとする。
- ④市町村は、市町村が保有する歴史公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずるものとする。
- ⑤市町村は、必要に応じ、歴史公文書等に関する県の取組に協力するとともに、歴史公文書等を保有する県民等に対し、その保存及び利用に関する協力を行うよう努めるものとする。
- ⑥県民等は、県及び市町村と協力しながら、その保有する歴史公文書等を適切に保存するよう努めるとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めるものとする。
- ⑦実施機関等から引き継がれた歴史公文書等を保存し、県民の利用に供するとともに、歴史公文書等に関連する調査研究を行うため、鳥取県立公文書館を鳥取市に設置するものとする。

[平成29年4月1日施行]

議案第 8号 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部改正について (参画協働課)

特定非営利活動促進法の一部が改正され、特定非営利活動法人の事業報告書の備置期間が延長されたこと等に鑑み、控除対象特定非営利活動法人に係る役員報酬規程等の備置期間を延長する等、所要の改正を行うものである。

(概 要)

控除対象特定非営利活動法人に係る役員報酬規程等の備置期間又は公開期間を5年間（現行 3年間）とする。

[平成29年4月1日施行]

議案第 9号 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について（子育て応援課）

子ども等の医療に係る経済的負担の軽減を図るため、特別医療費の助成の対象を拡充する等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

特別医療費の助成対象に、小児慢性特定疾病等に罹患している者、ひとり親世帯及び子育て世帯に係る訪問看護に要する費用を加える。

[平成 29 年 4 月 1 日施行]

議案第 10号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住まいまちづくり課）

老朽化した宇倍野第 1 団地及び宮岡団地を廃止することに伴い、当該団地に係る規定を削除するものである。

[公布施行]

議案第 11号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部改正について（警察本部警務課、警察本部総務課）

鳥取県八橋警察署の名称を鳥取県琴浦大山警察署に、鳥取県八橋警察署協議会の名称を鳥取県琴浦大山警察署協議会にそれぞれ改めるものである。

[規則で定める日から施行]

議案第12号 鳥取県警察手数料条例の一部改正について（警察本部運転免許課）

道路交通法の一部が改正され、自動車の種類として準中型自動車が設けられたこと、及び高齢者に対する講習が見直されたことに伴い、当該運転免許に関する事務について新たに手数料を徴収するとともに、道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を見直す等、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額
準中型自動車免許に関する事務		
運転免許試験	1 件につき	1,600 円～7,050 円
運転技能検査	1 件につき	4,050 円又は 6,700 円
運転技能の再試験	1 件につき	2,000 円又は 4,650 円
技能検定員に係る審査	1 件につき	750 円～23,100 円
教習指導員に係る審査	1 件につき	750 円～14,600 円
運転免許証取得時講習	1 時間につき	3,400 円又は 4,100 円
初心運転者講習	1 時間につき	2,150 円
臨時高齢者講習	免許の種類に応じ	2,400 円又は 5,650 円

見直し

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
大型自動車免許及び中型自動車免許に関する事務			
運転免許試験	1 件につき	1,600 円～7,400 円	1,600 円～7,050 円
運転技能検査	1 件につき	3,650 円又は 6,650 円	4,050 円又は 6,700 円
技能検定員に係る審査	1 件につき	750 円～23,450 円	750 円～23,100 円
教習指導員に係る審査	1 件につき	750 円～14,950 円	750 円～14,600 円
運転免許証取得時講習	1 時間につき	4,650 円	4,100 円
高齢者講習に関する事務			
70 歳以上 75 歳未満の者に対するもの	免許の種類等に応じ	2,250 円又は 5,600 円	2,000 円又は 4,650 円
75 歳以上の者に対するもの	免許の種類等に応じ	2,250 円又は 5,200 円	2,000 円～7,550 円

[平成 29 年 3 月 12 日施行]

議案第13号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について（会計指導課、医療政策課）

医師の県内への定着を図るため、医師養成確保奨学金の返還に係る債務免除の条件を改めるものである。

（概 要）

債務の免除条件に係る指定病院等における常勤医師としての業務に従事した期間に、3 年を上限として、知事が特に指定する病院（国立大学法人鳥取大学医学部附属病院）の全ての診療科（現行知事が指定する診療科（小児科、産科、救急科及び精神科））の業務に従事する期間を加える。

[公布施行]

議案第14号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課、くらしの安心推進課）

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部が改正され、食鳥検査に係る指定検査機関の指定権限が厚生労働大臣から知事に移譲されたことに伴い、手数料等を定める規定について所要の改正を行うものである。

[平成29年4月1日施行]

議案第15号 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業陸送上屋他新築工事（建築）） の締結について（水産課）

工 事 名：境漁港高度衛生管理型市場整備事業陸送上屋他新築工事（建築）
工 事 場 所：境港市昭和町
契約の相手方：境漁港高度衛生管理型市場整備事業陸送上屋他新築工事（建築）大松建設・大協組・岩崎組特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：1,851,120,000円
工事完成期限：平成30年10月31日

議案第16号 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業陸送上屋他新築工事（機械設備）） の締結について（水産課）

工 事 名：境漁港高度衛生管理型市場整備事業陸送上屋他新築工事（機械設備）
工 事 場 所：境港市昭和町
契約の相手方：境漁港高度衛生管理型市場整備事業陸送上屋他新築工事（機械設備）米子ガス産業・大陽日酸エネルギー・大丸水機特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：508,680,000円
工事完成期限：平成30年10月31日

議案第17号 財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について（文化財課）

史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、公有化年次計画に基づき、本年度中に追加して用地を取得するものである。

（変更の概要）

相 手 方：変更前 鳥取市個人 ほか52名

↓

変更後 鳥取市個人 ほか57名

譲 渡 財 産：下表のとおり

変 更 前				変 更 後			
所在地	種類	数量	取得予定価格	所在地	種類	数量	取得予定価格
鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか90筆	土地	75,760.48㎡	1,039,270,488円	鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか101筆	土地	77,867.48㎡	1,098,231,506円

議案第18号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部会計課）

和解の相手方：八頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金53,676円を和解の相手方に支払う。

概 要：平成28年8月5日、郡家警察署の職員が、郡家警察署敷地内において除草作業中、草刈機により跳ね上げられた小石が一般国道29号を走行中の和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

議案第19号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山駐車場）について（西部総合事務所）

鳥取県立大山駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：一般社団法人大山観光局（指名）

指 定 の 期 間：平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第20号 当せん金付証券の発売について（財政課）

平成29年度宝くじ発売総額：53億円以内

（平成28年度宝くじ発売議決額：53億円以内）

議案第21号 平成27年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

（単位：千円）

会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	363,176,555	349,849,556	13,326,999	2,877,181	10,449,818

特別会計歳入歳出決算額

（単位：千円）

会計名	歳入	歳出	差引
用品調達等集中管理事業	4,170,841	3,987,720	183,121
公債管理	87,860,475	87,860,475	0
給与集中管理	23,879,295	23,725,876	153,419
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	309,751	106,209	203,542
天神川流域下水道事業	1,406,699	883,150	523,549
中小企業近代化資金助成事業	236,775	69,987	166,788
就農支援資金貸付事業	105,361	29,488	75,873
林業・木材産業改善資金助成事業	268,427	23,841	244,586
県営林事業	136,046	133,731	2,315
県営境港水産施設事業	295,169	272,983	22,186
沿岸漁業改善資金助成事業	351,085	62	351,023
港湾整備事業	121,061	110,823	10,238
収入証紙	1,770,635	1,734,571	36,064
県立学校農業実習	61,052	43,182	17,870
育英奨学事業	879,107	878,262	845

議案第22号 専決処分の承認について

（1）平成28年度鳥取県一般会計補正予算（平成28年10月25日専決）（財政課）

補正前の額 386,163,364千円

補正額 2,848,504千円（国庫支出金 556,960千円、寄附金 185,000千円、起債 857,000千円、繰入金 280,000千円、一般財源（繰越金）969,544千円）

補正後の額 389,011,868千円

・10月21日に発生した鳥取県中部地震による被害に対する応急復旧対策、風評被害対策等を緊急に実施するための補正予算。

(2) 平成28年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算(平成28年10月25日専決)

(財政課)

補正前の額 1,033,379 千円
補正額 30,000 千円 (分担金及び負担金 15,000 千円、起債 15,000 千円)
補正後の額 1,063,379 千円

・10月21日に発生した鳥取県中部地震による被害に対する応急復旧対策を緊急に実施するための補正予算。

議案第23号 職員の給与に関する条例等の一部改正について(人事企画課等)

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、知事等の給与に関する有識者会議の意見を踏まえ、一般職の職員に準じ、特別職の職員及び教育長の給与並びに参考人の手当の額の改定を行うものである。

(概要)

①職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表：全給料表の給料月額改正

イ 初任給調整手当：限度額の引上げ

ウ 期末手当：支給割合の引下げ

エ 扶養手当：配偶者に係る手当額の引下げ及び子に係る手当額の引上げ
行政職8級以上の職員等の扶養手当の廃止等(子に係るものを除く。)

②任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料表：給料表の給料月額改正

イ 期末手当：支給割合の引下げ

③鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正 一般職の職員に準じ、知事等の給与等の改定を行う。

[公布施行 ほか]

議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について(人事企画課、教育総務課)

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等を踏まえ、職員の勤務時間、休暇等に関する条例ほか関係条例について、所要の改正を行うものである。

(概要)

①職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 介護休暇の分割取得の導入

イ 介護時間の新設

ウ 家族介護をする職員の時間外勤務の免除

②職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業等の子の範囲の拡大

[平成29年1月1日施行]

議案第25号 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について(医療指導課)

県内において大麻草栽培の免許を取り消す事案が発生したことに鑑み、今後、知事は県内において大麻草の栽培の免許をしない等の措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

報 告 事 項

報告第 1号 平成27年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額 (円)
原子力環境センター（仮称）建設事業費	26～27年度	338,692,320
八橋警察署庁舎移転整備（設計）事業費	26～27年度	61,020,000
東部運転免許センター庁舎移転整備（設計）事業費	26～27年度	34,798,788
鳥取工業高等学校建築・電気実習棟改築事業費	24～27年度	970,037,550
倉吉総合産業高等学校管理棟改築事業費	24～27年度	687,350,573
倉吉西高等学校弓道場整備事業費	26～27年度	62,175,600
倉吉総合産業高等学校グラウンド整備事業費	26～27年度	43,316,000
鳥取工業高等学校グラウンド整備事業費	26～27年度	61,528,320
倉吉農業高等学校大型特殊自動車免許取得施設整備事業費	26～27年度	17,981,560
県立高等学校等非構造部材耐震対策事業費	26～27年度	798,119,967
西部病弱高等部整備事業費	26～27年度	2,145,960

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）工事請負契約（県庁第二庁舎外壁改修他工事）の締結についての議決の一部変更について

（平成28年10月19日専決）（総務課）

現地調査の結果、設計時に想定していた以上の外壁劣化が判明したことによる補修数量の追加等により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：現行 768,960,000 円 → 変更後 785,245,320 円（16,285,320 円の増）

（2）鳥取県福祉のまちづくり条例及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について

（平成28年11月10日専決）（住まいまちづくり課、警察本部警備第二課）

ガス事業法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項及び用語の改正を行うものである。

[平成29年4月1日施行]

（3）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年11月10日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 162,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成28年8月28日、倉吉警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、対向車とすれ違うため、後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方に停車中の和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年11月10日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 124,794 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 28 年 9 月 6 日、米子警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、前方に停車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車の進路を確保するため、後退しようとした際、運転操作を誤ったため前進し、同車両に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について（平成28年11月11日専決）

（参画協働課）

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項及び用語の改正を行うものである。

[平成 29 年 4 月 1 日施行]

(6) 鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部改正について（平成28年11月11日専決）

（水・大気環境課、税務課）

大気汚染防止法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成 30 年 4 月 1 日施行]

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年11月11日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：熊本県上益城郡御船町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 52,380 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 28 年 5 月 15 日、福祉保健課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内において発進する際、運転操作を誤り、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年11月11日専決）

（農林水産総務課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 95,386 円を甲に、251,130 円を乙に、それぞれ支払うものとする。 （県過失 8 割）

事故の概要：平成 28 年 5 月 16 日、東部農林事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方甲所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成28年11月11日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1 名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 10件